

# 令和6年度 第1回 館山市文化財保存活用地域計画作成協議会 次第

日時：令和6年8月6日（火）13時30分～

場所：館山市役所本館2階会議室

1. 開会
2. 教育長あいさつ
3. 委嘱状交付
4. 会長・副会長の選出
5. 議題・説明事項
  - (1) 文化財保護のあゆみと指定等文化財
  - (2) 館山市文化財保存活用地域計画の作成について
  - (3) 館山市文化財保存活用地域計画作成協議会の運営について
  - (4) アンケートの実施について
6. その他
7. 閉会

## 《配布資料》

- 1-1 館山市文化財保存活用地域計画作成協議会委員名簿・・・・・・・・・・ P 2
- 1-2 出席者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 2-1 文化財保護のあゆみと指定等文化財・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 3-1 館山市文化財保存活用地域計画の作成について・・・・・・・・ P 10
- 3-2 文化財リスト案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- 4-1 館山市文化財保存活用地域計画作成協議会の運営について・・・・ P 24
- 5-1 アンケートの実施について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 29



## 館山市文化財保存活用地域計画作成協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	役職等	文化財保護法
山本 志乃	神奈川大学教授 館山市文化財審議会委員	(第2項第4号) 学識経験者
菅根 幸裕	千葉経済大学教授 千葉経済大学地域経済博物館長	
青木 宏展	千葉大学助教・(株)ミライノラボ	
矢尾 雅義	館山市参与・TOPPAN(株)部長	
熊田 昭	鋸南町立鋸南小学校教頭	
石川 隆教	那古寺住職・館山市教育委員	文化財所有者
池田 恵美子	NPO 法人安房文化遺産フォーラム 共同代表	文化財関係団体／観光関係団体
小倉 輝一	(有)小倉商店代表取締役	商工関係団体
四柳 隆	教育庁教育振興部文化財課長	(第2項第2号) 千葉県
黒川 大治郎	総合政策部企画課長	(第2項第1号) 館山市
杉江 敬	経済観光部観光みなど課長	
山川 博史	建設環境部都市計画課長	
内堀 哲也	教育部生涯学習課長・博物館長	

委嘱期間 令和6年8月6日から令和8年7月31日まで

## 【参考】

## ●文化財保護法（抜粋）

(協議会)

第百八十三条の九

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該市町村
- 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
- 三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
- 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

## 出席者名簿

## ①委員

## 【出席委員】

氏名	役職等	備考
菅根 幸裕	千葉経済大学教授 千葉経済大学地域経済博物館長	
青木 宏展	千葉大学助教・(株)ミライノラボ	
矢尾 雅義	館山市参与・TOPPAN(株)部長	
熊田 昭	鋸南町立鋸南小学校教頭	
石川 隆教	那古寺住職・館山市教育委員	
池田 恵美子	NPO 法人安房文化遺産フォーラム 共同代表	
四柳 隆	教育庁教育振興部文化財課長	指定文化財班・黒沢班長同行
黒川 大治郎	総合政策部企画課長	
杉江 敬	経済観光部観光みなの課長	
山川 博史	建設環境部都市計画課長	
内堀 哲也	教育部生涯学習課長・博物館長	

## 【欠席委員】

氏名	役職等	備考
山本 志乃	神奈川大学教授 館山市文化財審議会委員	
小倉 輝一	(有)小倉商店代表取締役	

(順不同・敬称略)

## ②教育委員会関係者

## 【出席者】

氏名	所属・職	備考
石井 浩己	教育長	
三浦 太郎	教育部長	
池田 英真	生涯学習課・副主幹兼文化財係長	
水島 史乃	生涯学習課・学芸員	
岡田 晃司	生涯学習課・会計年度任用職員	

## 5. 議題（1）文化財保護のあゆみと指定等文化財

### ①文化財保護の歴史

#### ●調査・指定制度の変遷

明治 4 年（1871）	古器旧物保存方の太政官布告
明治 5 年（1872）	壬申検査
明治 13 年（1880）	古社寺保存金の交付（～明治 27 年）
明治 21 年（1888）	全国宝物調査（～明治 30 年）
明治 30 年（1897）	古社寺保存法
大正 8 年（1919）	史蹟名勝天然紀念物保存法
昭和 4 年（1929）	国宝保存法
昭和 8 年（1933）	重要美術品等ノ保存ニ関スル法律
昭和 25 年（1950）	文化財保護法
昭和 30 年（1955）	千葉県文化財保護条例
昭和 32 年（1957）	館山市文化財保護条例（昭和 51 年廃止）
昭和 51 年（1976）	館山市文化財の保護に関する条例

### ②文化財保護制度の概要

#### ●文化財保護法

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

⇒文化財保護＝保存＋活用という考え方

（政府及び地方公共団体の任務）

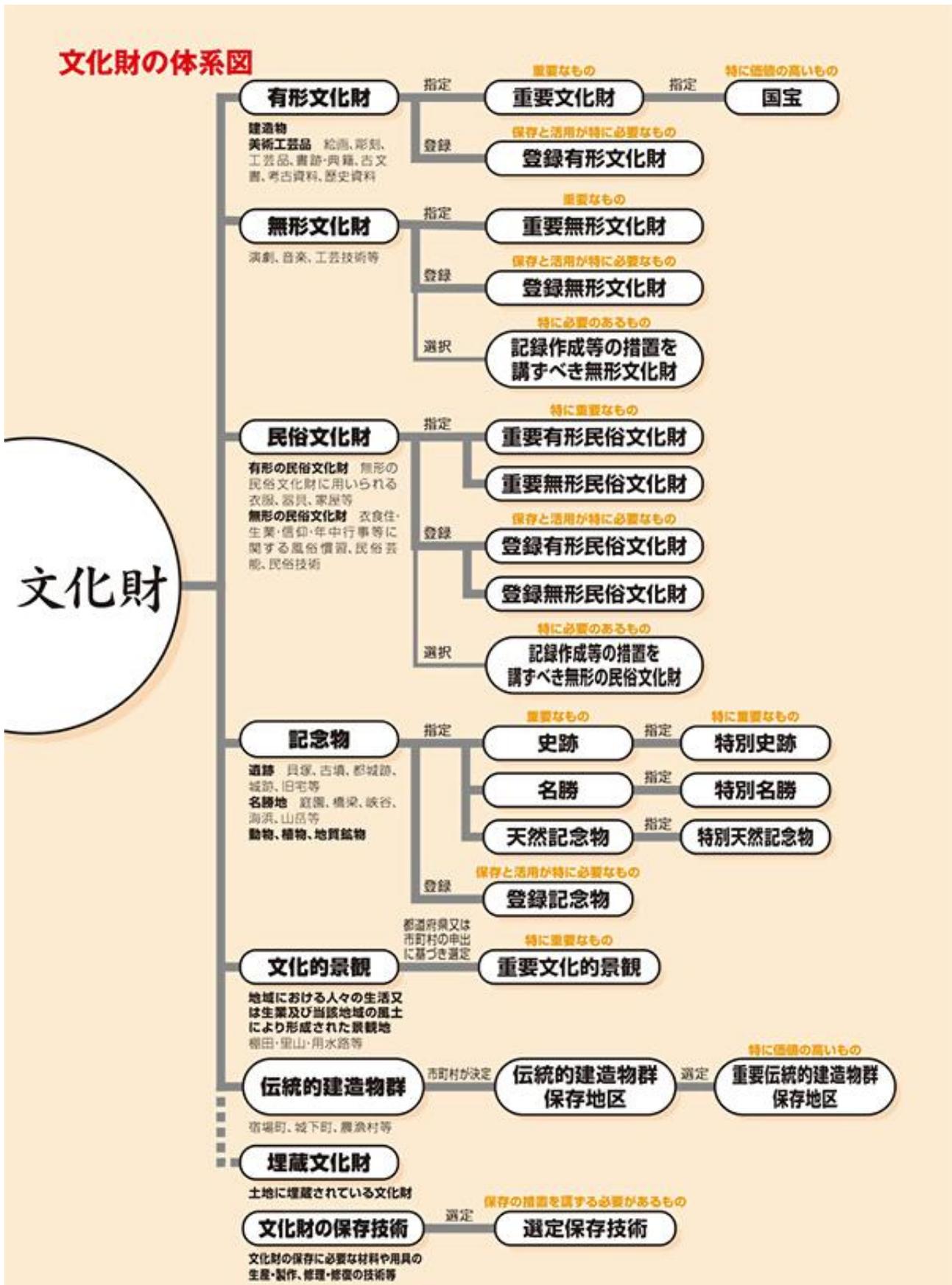
第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

⇒官民が協力して文化財保護に取り組む

③文化財の種類（文化財保護法の定義）



※文化庁ホームページ「文化財の体系図」から転載

#### ④指定等文化財

### 指定等文化財件数（最新）

#### 【指定文化財件数】

類 型	国指定		県指定	市指定	合計	
	国宝	重要文化財				
有形文化財	建 造 物		7	4	11	
	絵 画		1	2	3	
	彫 刻	1	4	9	14	
	工 芸 品	2	2	4	8	
	書 跡			6	6	
	典 籍		1	1	2	
	古 文 書			1	1	
	考 古 資 料			7	7	
歴 史 資 料			1	1		
無 形 文 化 財			1		1	
民俗文化財	有形民俗文化財	1	2	4	7	
	無形民俗文化財	1	2	10	13	
記念物	史 跡	1	3	9	13	
	名 勝					
	天 然 記 念 物		4	10	14	
保 存 技 術					0	
合 計		0	6	27	68	101

※県指定天然記念物1件は市指定天然記念物と重複、県指定史跡1件は市指定史跡と重複

#### 【登録文化財件数】

類 型	国登録	県登録	合計
登録有形文化財（建造物）	15	1	16
登録有形文化財（美術工芸品）			
登録有形民俗文化財			
登録記念物			

#### 【重要文化的景観件数】

重要文化的景観	国選定	0
---------	-----	---

#### 【重要伝統的建造物群保存地区件数】

重要伝統的建造物群保存地区	国選定	0
---------------	-----	---

#### 【選定保存技術件数】

選定保存技術 保持者	国選定	0
選定保存技術 保存団体	国選定	0

#### 【記録作成等の措置を講ずべき文化財（記録選択文化財）件数】

類 型		国	県	合計
無形文化財	選択	1		1
無形の民俗文化財	選択	2	1	3
合 計		3	1	4

※国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1件は県指定無形民俗文化財と重複

## 指定等文化財一覽（類型別）

類型	指定の別	名 称	指定地または 伝承地	所有者または 伝承者	指定等 年月日	員数 面積	備考	
有形文化財	県	那古寺多宝塔 附 木造宝塔	那古 1125	那古寺	昭 40.4.27	各 1 基		
	県	大巖院四面石塔 附 石製水向	大網 398	大巖院	昭 44.4.18	1 基 4 個		
	県	手力雄神社本殿	大井 1129	手力雄神社	昭 55.2.22	1 棟		
	県	石井家住宅	畑 1117	個人	平 2.3.16	1 棟	解体保存中	
	県	那古寺観音堂 附 厨子	那古 1125	那古寺	平 6.2.22	1 棟		
	県	千葉県立安房南高等学校旧第一校舎	北条 611	千葉県	平 7.3.14	1 棟		
	県	千手院石造宝篋印塔	安東 504	千手院（安東区）	令 6.3.29	1 基		
	市	洲崎神社本殿	洲崎 1344 (1697)	洲崎神社	昭 42.2.21	1 棟		
	市	鶴谷八幡神社本殿	八幡 76	鶴谷八幡宮	昭 42.2.21	1 棟		
	市	応永八年在銘宝篋印塔	香 311	個人	平 5.12.24	1 基		
	市	小谷家住宅	布良 1256	個人	平 21.10.27	1 棟		
	国登	鈴木家住宅主屋	沼 1619	個人	平 19.5.15	1 棟		
	国登	鈴木家住宅蔵	沼 1619	個人	平 19.5.15	1 棟		
	国登	鈴木家住宅表門	沼 1619	個人	平 19.5.15	1 棟		
	国登	紅屋商店店舗	長須賀 1	個人	平 19.5.15	1 棟		
	国登	紅屋商店主屋	長須賀 1	個人	平 19.5.15	1 棟		
	国登	巴橋	犬石字巴 9-1 地先	館山市	平 19.10.2	1 基		
	国登	洲崎灯台	洲崎字大塚 1043	国	平 27.3.26	1 基		
	国登	小高記念館	館山 95	個人	平 28.2.25	1 棟		
	国登	小原家住宅主屋	南条 54	個人	平 29.6.28	1 棟		
	国登	小原家住宅離れ	南条 54	個人	平 29.6.28	1 棟		
	国登	小原家住宅米蔵	南条 54	個人	平 29.6.28	1 棟		
	国登	小原家住宅文庫蔵	南条 54	個人	平 29.6.28	1 棟		
	国登	小原家住宅旧長屋門	南条 54	個人	平 29.6.28	1 棟		
	国登	小原家住宅表門	南条 55-3	個人	平 29.6.28	1 棟		
	国登	旧森田家住宅主屋	北条 2321	個人	平 31.3.29	1 棟		
	県登	千葉県立安房高等学校旧管理棟（無弦館）	八幡 385	千葉県	令 6.3.29	1 棟		
	絵画	県	絹本著色僧形八幡神像	那古 1125	那古寺	平 6.2.22	1 幅	
	市	慈恩大師画像	大網 398	大巖院	昭 43.12.23	1 卷		
	市	歌舞伎大絵馬	那古 1125	那古寺	昭 63.6.28	1 面		
	彫刻	国	銅造千手観音立像	那古 1125	那古寺	昭 59.6.6	1 軀	
		県	木造阿弥陀如来坐像	那古 1125	那古寺	昭 59.2.24	1 軀	
		県	木造如来形坐像	大神宮 704	千祥寺	昭 61.2.28	1 軀	博物館保管
県		石造千手観音菩薩坐像 附 石造不動明王立像・石造毘沙門天	安東 504	千手院（安東区）	令 6.3.29	1 軀 2 軀		
県		石造地藏菩薩坐像	安東 504	千手院（安東区）	令 6.3.29	1 軀		
市		那古寺木造千手観音立像	那古 1125	那古寺	昭 38.12.17	1 軀		
市		木造阿弥陀如来坐像	大網 398	大巖院	昭 43.12.23	1 軀		
市		慶長十三年紀年肖像彫刻二軀	大網 398	大巖院	昭 43.12.23	1 軀		
市		木造天部像	洲宮 921	洲宮神社	昭 44.2.21	1 軀		
市		磨崖十一面観音立像	船形 835	大福寺	昭 45.2.20	1 軀		
市		木造聖観音立像	出野尾 859	小網寺	昭 47.1.21	1 軀	博物館保管	
市		鶴谷八幡神社百態の竜	八幡 76	鶴谷八幡宮	昭 49.2.20	1 式		
市		木造阿弥陀如来坐像	神余 4612	自性院	平 2.7.23	1 軀		
市		木造地藏菩薩立像	竹原 1563	相賀組	平 2.7.23	1 軀	博物館保管	
国		梵鐘（弘安九年在銘）	出野尾 859	小網寺	昭 36.6.30	1 口		
国		金銅密教法具	出野尾 859	小網寺	令 5.6.27	一括	博物館保管	
県		繡字法華経普門品	那古 1125	那古寺	昭 44.1.10	1 卷		
県	蓮華形柄香炉	出野尾 859	小網寺	令 6.3.29	1 柄	博物館保管		

類型	指定の別	名称	指定地または 伝承地	所有者または 伝承者	指定等 年月日	員数 面積	備考		
有形	工 芸 品	市	双鳥花草文八陵鏡・双鳥花草文円鏡	大神宮 589	安房神社	昭 44.2.21	各 1 面		
		市	船越鉦切神社罅口	浜田 376	船越鉦切神社	昭 45.8.26	1 口		
		市	刀銘 守家	八幡 68	鶴谷八幡宮	昭 58.10.25	1 口		
		市	水晶製六角五輪塔形舍利塔	神余 4612	自性院	昭 61.7.22	1 基	博物館保管	
	書 跡 典 籍 等	県	観世音経 孔雀王咒経 附 那古寺文書	那古 1125	那古寺	平 21.3.18	2 卷 附 1 卷	一部博物館保管	
		市	検地帳	館山市立博物館	館山市・竹原区	昭 36.10.21	46 冊		
		市	十二因縁論	大網 398	大巖院	昭 43.12.23	1 卷		
		市	絹本名号本尊	大網 398	大巖院	昭 43.12.23	1 卷		
		市	洲宮神社縁起	洲宮 921	洲宮神社	昭 44.2.21	1 卷		
		市	岡嶋家所伝安房忌部系図	大神宮 570	個人	昭 44.2.21	1 卷		
		市	洲崎大明神縁起 房州安房郡大明神社縁起 洲崎大明神由緒旧記	洲崎 1344	洲崎神社	昭 45.8.26	3 点		
	市	宋版『孫真人玉函方』他	館山市立博物館	館山市	平 20.2.20	1 冊			
	文	古文書	市	里見氏関係文書	館山市立博物館	館山市、個人	平 18.12.26	30 通	
		考 古 資 料 等	市	船越鉦切神社奉納独木舟	浜田 376	船越鉦切神社	昭 32.12.16	1 隻	
	市		鶴谷八幡神社棟札	八幡 76	鶴谷八幡宮	昭 40.4.21	3 枚	博物館保管	
	市		元應板碑	大網 398	大巖院	昭 43.12.23	1 点		
	市		祭祀用土製模造品	洲宮 921	洲宮神社	昭 44.2.21	7 点	博物館保管	
	市		安房神社高坏	大神宮 589	安房神社	昭 44.2.21	1 箇		
	市		坂井翁作古墳出土 環頭 の大刀・圭頭の大刀	館山市立博物館	館山市	昭 45.2.20	2 振	各 1	
財	歴 史 資 料	市	高瀬家文書	那古 1039	個人	平 4.3.25	1 冊	博物館保管	
		無 形 文 化 財	県	館山唐棧織	長須賀 48-2	齊藤裕司	平 21.3.18		
国選	唐棧縞		長須賀	齊藤穎 齊藤光司	昭 47.4.10		H16.11.6 没 H20.6.6 没		
民俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	国	房総半島の漁撈用具	館山 1564-1	館山市	昭 62.3.3	2,144 点	H21.4.1 館山市 に移管	
		県	神余の弘法井戸	神余巴川	神余区	議決 昭 30.12.15 告示 昭 50.11.14			
		県	房総半島の万祝及び製作 関連資料	館山 1564-1	館山市	平 12.2.25 追加指定等 平 21.3.18	1,403 点	H21.4.1 館山市 に移管	
		市	狛犬・燧篋・木椀	大神宮 589	安房神社	昭 37.7.23	4 点		
		市	洲崎神社神体髪	洲崎 1344	洲崎神社	昭 45.8.26			
		市	舎那院山の磨崖佛	大網 119	大日山舎那院	昭 55.3.21	1 軀		
		市	寺赤組山車	那古 1125	寺赤町内会	平 15.11.27	1 台		
	無 形 民 俗 文 化 財	国	茂名の里芋祭り	茂名区		平 17.2.21			
		県	洲崎のミノコオドリ	洲崎(洲崎神社)	洲崎区	昭 36.6.9 名称変更 平 21.3.18		旧名称「洲崎踊り」	
		県	安房やわたんまち	八幡 68	安房やわたんまち安房国司祭継 承保存会	平 16.3.30			
		市	洲宮神社御田植神事	洲宮 921	洲宮神社氏子	昭 44.2.21			
		市	船越鉦切神社かつこ舞・ 海南刀切神社かつこ舞	浜田 376・見物 788	船越鉦切神社・ 海南刀切神社	昭 45.8.26			
		市	藤原神社獅子神楽	藤原区	藤原神社氏子	昭 48.3.3			
		市	古茂口獅子神楽	古茂口区	古茂口獅子舞保 存会	昭 48.3.3			

類型	指定の別	名 称	指定地または 伝承地	所有者または 伝承者	指定等 年月日	員数 面積	備考	
民俗 文化財	無形 民俗文化財	市	厳島神社の湯立神事	西川名 1315 (厳島神社)	西川名氏子中厳島神社氏子	昭 63.10.21		
		市	山萩神社の筒粥神事	山萩 273	山萩神社氏子	平 5.12.24		
		市	鶴谷八幡宮の筒粥神事	八幡 68	鶴谷八幡宮	平 5.12.24		
		市	神余日吉神社かっこ舞	神余 931	神余日吉神社のかっこ舞保存会	平 8.6.26		
		市	柏崎の御船歌	柏崎区	國司雛子保存会	平 20.2.25		
		市	新井の御船歌	新井区	新井船歌保存会	平 20.2.25		
		国選	洲崎踊	洲崎	洲崎神社氏子会	昭 48.11.5		県指定「洲崎のミノコドリ」
		国選	南房総地方のミノコドリ	波左間/南房総市千倉町川口	波左間区/川口区	平 19.3.7		
県選	房総のミカリ習俗	洲宮神社		平 8.3.22		南房総市下立松原神社 君津市諏訪神社		
記念物	史跡	国	里見氏城跡 稲村城跡	稲字貴船 109 他	個人・館山市	平 24.1.24	18,148 m <sup>2</sup>	岡本城跡(南房総市)とともに指定
		県	安房神社洞窟遺跡	大神宮 589	安房神社	昭 42.3.7	100 m <sup>2</sup>	
		県	鉞切洞穴	浜田 375・376	船越鉞切神社	昭 42.12.22	5,121 m <sup>2</sup>	
		県	安房国分寺跡	国分 959-2 他	国分寺	平 4.2.28	2,109.08 m <sup>2</sup>	
		市	安房国分寺跡	国分 958-1 他	国分寺他	昭 32.12.16		
		市	館山城跡	館山字城山 362-3 他	国・館山市	昭 35.6.16		
		市	雄誉上人墓	大網 398	大巖院	昭 43.12.23	1 基	
		市	大寺山巖窟墓及び出土品等	沼 1131 (総持院)	個人	昭 47.1.21		一部博物館保管
		市	三義民刑場跡及び墓	国分 99-3・959	国分区長	昭 49.2.21		
		市	大神宮義民七人様の供養碑	大神宮 704 (千祥寺)	遍智院住職	昭 49.7.19	1 基	
	市	やぐら	水岡 413	個人	昭 56.10.21	115 m <sup>2</sup>		
	市	孝子塚	国分 1241	国分区	昭 61.7.22	555 m <sup>2</sup>		
	市	館山海軍航空隊赤山地下壕跡	宮城字寺下 180-2 他	館山市	平 17.1.27			
	県	沼サンゴ層	沼 521-3	館山市	昭 42.3.7	99 m <sup>2</sup>		
	県	洲崎神社自然林	洲崎 1697 他	洲崎神社	昭 47.9.29	16,406 m <sup>2</sup>		
	県	布良の海食洞と鍾乳石	布良 443-1	(株)安房グランド	昭 53.2.28	304 m <sup>2</sup>		
	県	南房総の地震隆起段丘	浜田 375・376	船越鉞切神社	平 21.3.18			
	市	オオウナギ	神戸佐野川一帯		昭 33.7.16			
	市	沼のびゃくしん	沼 443	天満神社	昭 36.10.21	1 樹		
	市	沼サンゴ層(南条の沼サンゴ)	南条 518-2	(南条)八幡神社	昭 40.4.21	198 m <sup>2</sup>		
市	那古山自然林	那古 670-2	那古寺	昭 45.2.20	11,074.4 m <sup>2</sup>			
市	那古寺の大蘇鉄	那古 1125	那古寺	昭 45.2.20	1 樹			
市	手力雄神社の大杉	大井 1129	手力雄神社	昭 47.1.21	1 樹			
市	滝川のびゃくしん	山本 2418	木幡神社	昭 52.10.20	1 樹			
市	諏訪神社自然林	正木 4293-1 の一部	諏訪神社	平 14.6.28				
市	慈恩院のオハツキラツパイチョウ	上真倉 1709	慈恩院	平 30.8.27	1 本			
市	妙音院のオハツキラツパイチョウ	上真倉 1689	妙音院	平 30.8.27	1 本			

※国登・・国登録文化財、国選・・国記録選択文化財、県選・・県記録選択文化財

## 5. 議題（2）館山市文化財保存活用地域計画の作成について

### ①「文化財保存活用地域計画」とは

各市町村における文化財保護行政の方向性を示すマスタープランと、実施する具体的な取組内容を記載した文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプラン、両方の役割を担うもの。将来的なビジョンや具体的な事業実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存と活用が一層促進される（文化庁 HP 及び『月刊文化財』716号より）。

### ②地域計画作成の目的と背景

#### 【目的】

- 市内に所在する指定文化財及び未指定文化財を保存し、それらを有効に活用していくため。

#### 【背景】

- 少子高齢化が進行し、地域の貴重な文化財を後世に確実に伝えていくことが喫緊の課題となる中、地域一体となって文化財保護を進めていくことが不可欠であるため。
- 県文化財課、関連団体等から地域計画の作成が求められており、生涯学習課でも以前作成を検討した経緯がある。文化財を地域全体で支えていく体制を整えるためにも、これらの団体と連携して文化財保存・活用に取り組んでいく必要がある。
- 令和 5 年度から文化財係に学芸員資格を持つ職員が配属されたこと、近隣の鴨川市が作成を始めたので参考にできること、加えて、令和 8 年度からは次期総合計画の計画期間であるため、計画作成に着手するにはふさわしいタイミングである。

#### 【計画作成のメリット】

1. 指定・未指定含め、地区ごとに個性のある文化財を総合的に把握し、保存・活用する指針を内外に示すことで、地域の特性を生かした継続性・一貫性のある文化財行政を推進できる。
2. 計画作成により、市民が地域の文化財により関心を持つようになり、保存・継承活動などの具体的な行動につながることを期待できる。
3. 地域の文化財を見直すことで新たな発見や気づきがあり、シビックプライドの醸成につながる。また、地域を巻き込むことにより、“文化財関係人口”を増やすきっかけになる。
4. 文化財に関する専門的な知識やノウハウの継承のため、専門人材の計画的な採用・配置・育成の必要性を位置付けられる。また、予算要求時や議会説明時の根拠にもなる。

5. 文化庁等の各種補助金が優先的に採択されるようになる。

◇ 県内では、銚子市、我孫子市、富里市、鎌ヶ谷市、香取市、松戸市、柏市、佐倉市、流山市が作成済。全国では 169 自治体が作成済。

### ③内容・構成案

#### 【内容】

- 千葉県が令和 2 年度に策定した「千葉県文化財保存活用大綱」との整合を図る。
- 本編（資料編含む）、概要版を作成する。
- 博物館の調査研究活動の蓄積や景観計画などを参考に、各地区の特徴を把握する。
- 『総合計画』等上位計画の部門別計画として位置づける。

#### 【構成（目次案）】（参考「文化庁指針」R5.3）

0. 計画作成の背景と目的、計画期間、位置づけ、関連計画、計画における文化財の定義
1. 市の概要（自然的・地理的環境、社会的状況、歴史的背景・通史の概略）
2. 文化財の概要と特徴（指定・未指定文化財の概要、埋蔵文化財、地区別文化財の特徴）
3. 市の歴史文化の特性
4. 文化財把握調査の現状
5. 文化財の保存・活用に関する将来像、基本方針、課題と施策
6. 文化財の保存・活用に関する課題と方針
7. 文化財の保存・活用に関する措置（具体的な取組）
8. 関連文化財群（ストーリーやテーマ）と文化財保存活用区域
9. 文化財の防災・防犯
10. 文化財の保存・活用の推進体制
11. 資料編（作成経過、文化財リスト、アンケート・ワークショップ結果）

### ④協議会及び庁内ワーキンググループ

#### 【協議会】

多様な関係者の意見を踏まえた計画を作成するため、協議会を設置する。

- 協議会は専門的な立場から計画の考え方や事務局の示す案に助言や提案、指導を行う。
- 市、県、支援団体に加え、文化財所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体、文化財関係団体等を協議会の構成員とする。

#### 【庁内ワーキンググループ】

庁内関係部署との連携を図り、計画案の検討や協議会で議論する内容について協議する。

- 計画作成に係る情報交換、協議、庁内調整に関するもののほか、各部署が計画作成にあたりそれぞれの立場から提案・資料提供を行う。

**【共通事項】**

- 協議会委員の委嘱期間は、令和6年8月6日（第1回協議会開催日）から令和8年7月末（計画認定予定日）までとする。
- 作成時は年3回、2時間程度の会議を実施し、その結果を三役等に随時報告する。
- 協議会及びワーキンググループにおいて、適切に進捗管理を行うとともに、計画期間終了前に自己評価を行い、その結果を次期計画に反映する。

**【作成協議会委員】** ※外部有識者、県文化財課、市関係課課長

(第2項第4号) 学識経験者  文化財所有者 文化財関係団体／観光関係団体 商工関係団体	館山市文化財審議会委員	山本 志乃 氏
	神奈川大学教授	
	千葉経済大学教授	菅根 幸裕 氏
	千葉経済大学地域経済博物館長	
	千葉大学助教・(株)ミライノラボ	青木 宏展 氏
	館山市参与・TOPPAN(株)部長	矢尾 雅義 氏
	鋸南町立鋸南小学校教頭	熊田 昭 氏
	那古寺住職・館山市教育委員	石川 隆教 氏
	NPO 法人安房文化遺産フォーラム共同代表	池田 恵美子 氏
	(有)小倉商店代表取締役	小倉 輝一 氏
(第2項第2号) 千葉県	教育庁教育振興部文化財課長	四柳 隆 氏
(第2項第1号) 館山市	総合政策部企画課長	黒川 大治郎
	経済観光部観光みなの課長	杉江 敬
	建設環境部都市計画課長	山川 博史
	教育部生涯学習課長・博物館長	内堀 哲也

※教育長、教育部長はオブザーバー

**【庁内ワーキンググループメンバー】** ※関係課の係長級職員

総合政策部	企画課副課長・企画係長事務取扱	渋谷 裕
危機管理部	危機管理課防災係長	田中 理子
経済観光部	観光みなの課観光企画プロモーション係長	生稲 謙二郎
建設環境部	都市計画課副主幹（兼）都市計画係長	井上 敦
教育部	博物館学芸係長	宮坂 新
	生涯学習課副主幹（兼）文化財係長 ◎	池田 英真

◎はリーダー

### ⑤スケジュール案

令和6・7年度の2か年で作成し、令和8年7月の認定を目指す。計画期間は10年間(R8～R17)とする。

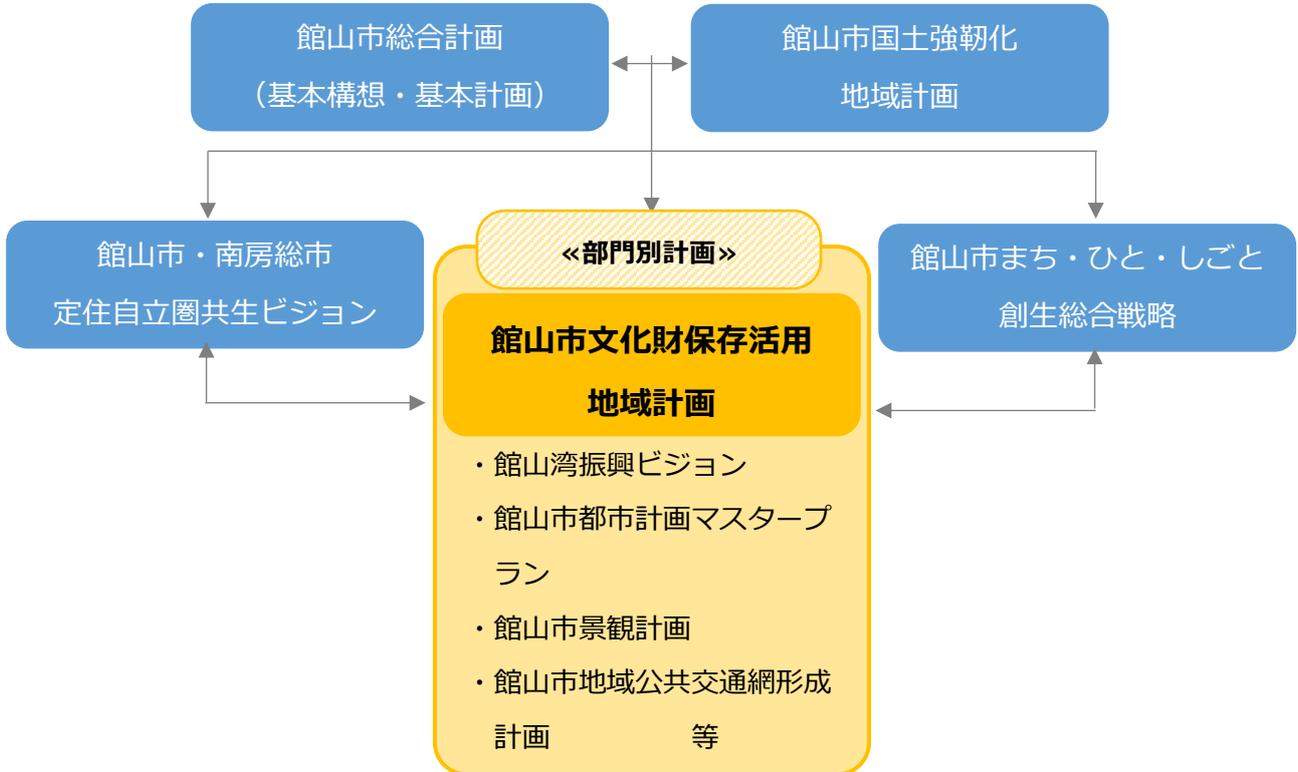
1年目 (R6年度)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>協議会</b>	協議会設置準備			第1回		第2回			第3回			
<b>文化財審議会</b>				第1回					第2回			
<b>庁内WG</b>				第1回		第2回			第3回			
<b>国・県調整</b>	文化庁協議（オンライン）、文化庁協議（京都）、文化庁調査官による現地視察											
<b>地域計画作成</b>	計画骨子作成（方向性・基本方針、歴史文化の特性、関連文化財群と文化財保存活用区域、各種リスト）											
	関係団体等ヒアリング				アンケート実施				ワークショップ開催			

2年目 (R7年度)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>協議会</b>				第1回		第2回			第3回			
<b>文化財審議会</b>				第1回					第2回			
<b>庁内WG</b>				第1回		第2回			第3回			
<b>国・県調整</b>	文化庁協議（オンライン）、文化庁協議（京都）											
<b>地域計画作成</b>	計画素案作成・措置表の検討						計 画 案 完 成	計画案調整・最終案確認				計 画 完 成
								パブリックコメント				

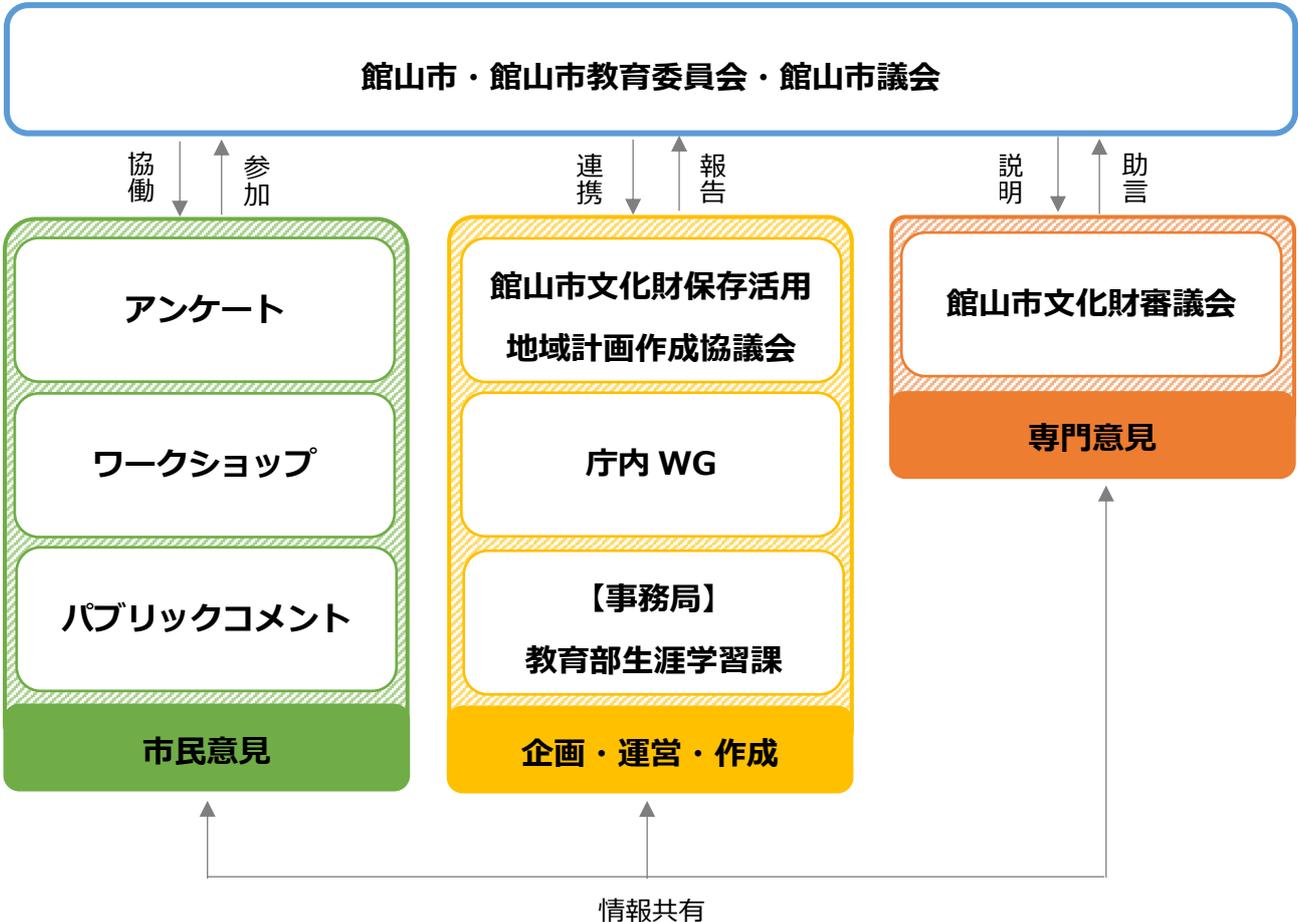
3年目 (R8年度)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>協議会</b>	認定までの情報共有											
<b>文化財審議会</b>				第1回					第2回			
<b>庁内WG</b>	認定までの情報共有											
<b>国・県調整</b>	文化庁協議											
<b>地域計画作成</b>	認定申請			認 定	印刷・配布							
					広報・周知（シンポジウム等の開催）							

⑥計画の位置づけと推進体制

【計画の位置づけ】



【推進体制】



## 文化財リスト案

## 【指定等文化財】

- ◇ 指定等文化財件数
- ◇ 指定等文化財一覧

## 【文化財リスト（6 類型）】

- ◇ 有形文化財 ⇒ リスト例①（建造物）
- ◇ 無形文化財
- ◇ 民俗文化財
- ◇ 記念物 ⇒ リスト例②（史跡）
- ◇ 文化的景観
- ◇ 伝統的建造物群

## 【文化財リスト（独自の類型等）】

- ◇ 戦争遺跡
- ◇ 記念碑
- ◇ 砂丘列と段丘
- ◇ 祭神別神社一覧
- ◇ 埋蔵文化財包蔵地
- ◇ 文化資産等
- ◇ 館山市小字一覧
- ◇ 市町村合併履歴
- ◇ 館山市の歴史年表
- ◇ 館山市立博物館展覧会
- ◇ 文化財マップ
- ◇ 調査・調査報告書
- ◇ 安房国札観音霊場
- ◇ 安房郡札観音霊場
- ◇ 安房四十八か所薬師巡礼
- ◇ 安房 108 地蔵尊巡礼
- ◇ 円光大師巡礼

リスト例①文化財リスト（有形文化財・建造物）

大分類	小分類	名称	地区	所在地	年代	点数	備考
建造物	神社	鶴谷八幡宮本殿	北条	八幡	江戸初期～中期	1	市指定 (S42.2.21)
		洲崎神社本殿	西岬	洲崎	江戸初期～中期	1	市指定 (S42.2.21)
		安房神社本殿	神戸	大神宮	明治 14 年	1	
		手力雄神社本殿	九重	大井	桃山～江戸	1	県指定 (S55.2.22)
	寺院	那古寺多宝塔	那古	那古	宝暦 11 年		県指定 (S40.4.27)
		那古寺観音堂	那古	那古	享保・元文年間		県指定 (S55.2.22)
		小網寺本堂	豊房	出野尾	明治 23 年	1	
		江田西光寺本堂	九重	江田		1	
	公共施設	那古船形駅	船形	船形	震災後	1	
		館山市役所	北条	北条 1145-1	昭和 35 年	1	
		<洲崎灯台>	西岬	洲崎	大正 8 年	1	国登録 (H27.3.26)
		国土地理院布良検潮所	富崎	布良 1287-4	昭和 6 年	1	
	学校・研究施設	<旧安房高等女学校第一校舎>	北条	南町	昭和 5 年	1	県指定 (H7.3.14)
		旧安房高等女学校講堂	北条	南町	昭和 5 年	1	
		<安房高等学校無弦館>	北条	三軒町	昭和 6 年	1	県登録 (R6.3.29)
		安房高等学校正門	北条	三軒町		1	
		旧水産講習所高の島実験場	館山	高ノ島	明治 42 年	1	
		神余小学校講堂	豊房	神余		1	
	病院	旧明星医院	船形	大塚		1	
		旧登倉医院	那古	芝崎		1	
		旧小松医院	北条	六軒町キネマ通り		1	
		旧石井歯科医院	北条	南町	震災直後	1	
		旧小原歯科医院	北条	六軒町	大正 13 年	1	
		旧高木歯科医院	北条	新宿	震災後	1	
		旧上野眼科診察場	北条	長須賀	明治 35、36 年頃	1	現来福寺本堂
		旧安西歯科医院	北条	長須賀		1	
		黒川医院	館山	柏崎		1	
		旧得安堂医院	九重	二子		1	
	商業施設	旧大和屋商店	那古	寺町	震災後	1	
		旧中村商店	那古		震災直後	1	

旧森米店	那古			1	
旧加藤誠輪社	那古	東藤		1	
館会計事務所	北条	鶴ヶ谷		1	
黒恵屋食堂	北条	神明町		1	
愛知屋ビル	北条	六軒町	震災直後	1	愛知屋酒店
旧高木酒店	北条	六軒町		1	
割烹料理店やっこ	北条	六軒町	昭和 28 年	1	
大和屋金物店	北条	六軒町	大正 7 年頃	1	
原時計眼鏡店	北条	南町		1	
旧荒井文具店	北条	南町		1	
旧武甲陵事務所	北条	南町		1	
鈴木屋製菓	北条	南町		1	
旧尾崎ボタン店	北条	南町		1	
旧福原米店	北条	新宿	大正 15 年	1	
塩田屋商店	北条	新宿		1	
旧滝口ふとん店	北条	新宿		1	
上野米店	北条	長須賀	昭和 3 年	1	
秋山酒造店旧店舗	北条	長須賀	構造は明治期	1	震災で改修
旧島野麴店	北条	長須賀	震災直後	1	
旧小谷商店	北条	長須賀	大正 12 年	1	
<紅屋商店>	北条	長須賀		2	国登録 (H19.5.15)
旧和田薬房	北条	長須賀		1	
旧豊崎米店	北条	長須賀		1	
旧しかや	北条	長須賀		1	
島田豆腐店	北条	長須賀		1	
大和屋（清水栄一商店）	北条	長須賀	大正 13 年	1	
泉和住設	北条	長須賀		1	
旧丸山敷物店	北条	長須賀	昭和 2,3 年	1	
旧丸山茶店（山城園）	北条	長須賀	大正 12 年	1	
旧塩田屋酒店	北条	長須賀		1	
小原藤太商店	北条	長須賀		1	
八代商会	北条	長須賀		1	
安西商店	北条	長須賀		1	
旧山口製麺所？	北条	長須賀 86		1	
青木	北条	北条字八石三斗 2648		1	
旧森田屋	館山	新井	昭和 2 年	1	喫茶亜瑠亭
置屋寿々本	館山	中町	昭和初期	1	岩城たか子
<旧古川銀行鴨川支店>	館山	上須賀		1	国登録 (H28.2.25) 現 TRAYCLE
大黒屋本店	館山	沼	明治初期	1	

	清水屋酒店倉庫	館山	沼	昭和 5 年頃	1	
	旧農協倉庫	九重	二子		1	
	旧森鑿井工業所	九重	二子		1	
住宅	島田家住宅	那古	宿町	震災直後	1	関西大工
	鳥居家住宅	那古	芝崎		1	
	白幡家住宅	正木	本郷		1	
	宮沢家住宅	北条	神明町 1094		1	
	長谷川家住宅	北条	八幡		1	
	木戸家住宅	北条	六軒町 1983		1	弁護士事務所
	旧松苗家住宅	北条	六軒町 2016		1	
	高木家住宅	北条	六軒町 1799		1	
	加藤家住宅	北条	六軒町 1814		1	
	牧野家住宅	北条	六軒町 1780		1	
	南寿庵	北条	新塩場	大正 12 年	1	元東京電灯社 長別荘
	森家住宅	北条	新塩場 1704		1	
	渡辺家住宅	北条	新塩場 1641-1		1	
	古山家住宅	北条	新塩場 1642		1	
	遠藤家住宅	北条	新塩場 1682-2		1	
	鹿島家住宅	北条	南町 1074		1	
	木下家住宅	北条	南町 1040		1	
	<旧森田家住宅>	北条	浜小松		1	国登録 (H31.3.29)
	小原家住宅	北条	北条字八石三斗 2650		1	
	古谷家住宅	館山	上須賀		1	
	三平家住宅	館山	北下台		1	
	松本家(麴屋)住宅	館山	上須賀	震災前	1	
	堀口家住宅	館山	上須賀		1	
<鈴木家住宅>	館山	沼	大正 13 年	3	国登録 (H19.5.15)	
<小原家住宅>	豊房	南条	弘化 2 年~昭和 4 年	6	国登録 (H29.6.28)	
<石井家住宅>	豊房	畑	17 世紀後半	1	県指定 (H2.3.16)	
<小谷家住宅>	富崎	布良	明治 22 年以降	1	市指定 (H21.10.27)	

リスト例②文化財リスト（記念物・史跡）※戦争遺跡・供養碑は除く

大分類	小分類	細分類	名称	地区	所在地	点数	年代	備考
記念物	史跡	洞穴遺跡	稲原洞穴	小原	稲原	1		
			北ヶ台洞穴	館山	字北下台	1		消滅 古墳時代遺物は東博
			<大寺山洞窟>	沼	字大和田東	1		市指定 (S47.1.21)
			大寺山洞穴	沼	字大和田東	2		
			<鉾切洞窟>	浜田		1		県指定 (S42.12.22)
			波左間洞穴	波左間	字加茂越	1		縄文土器出土
			坂井翁作古墳	坂井	字翁作	1		消滅? 大刀出土
			佐野洞穴	佐野	字白萩	1		消滅 人骨出土
			犬石洞穴	犬石	犬石青年館	1		地名伝説
			<安房神社洞窟>	大神宮		1		県指定 (S42.3.7)
			布良洞穴	布良	駒ヶ崎神社	1		石棒出土
			布良 B 洞穴	布良	個人住宅裏	1		人骨出土
			出野尾貝塚	出野尾	字柳作	1		縄文～古墳遺物
			大巖院裏洞穴	大網	388-5	1		
		古墳・塚	稲原古墳	小原	字引通	1		円墳
			上御狩大塚山古墳	正木	字上御狩	1		前方後円墳
			宿内古墳	高井	字宿内	1		円墳
			辻塚	下真倉	字辻	1		旧七つ塚 (近世)
			中萩谷塚	大神宮	字中萩谷	1		近世
			お糸塚 (於於止伊塚)	竜岡	松岡観音	1		塚砂採取
			相ノ沢三ツ塚古墳群	神余	字相ノ沢	2		消滅 直刀出土
			畑経塚	畑	字経塚	1		中世
			庚申塚	大戸	字	1		近世
			出野尾経塚	出野尾	三ツ山	1		中世 昭和5年甕経筒出土
			十三騎塚	出野尾	字十三塚	複数		里見伝承
			峯古墳	山本	字峯	1		円墳 トンボ玉出土
			小原氏経塚	山本	字峯	1		中世
			大塚	国分	字大塚	1		円形
			萱野古墳	国分	字萱野	1		円墳 (孝子塚) 市指定 (S61.7.22)
			狐塚古墳	腰越	字狐塚	1		円墳

		北狐塚古墳	広瀬	字北狐塚	1		円墳
		二子塚	二子		1		削平消滅
		リョウシヤサマ	二子	安養寺裏山	2		里見伝承
		燈籠塚古墳	大井	字小山	5		円墳
	横穴墓	御霊横穴群	船形	字御霊 船形陣屋裏	5		
		大座久保横穴群	川名	字大座久保	3		
		那古山横穴群	那古	那古寺	4		
		天ノ脇横穴	那古	字天ノ脇	1		
		鶴作 A 横穴群	小原	字鶴作	3		
		鶴作 B 横穴群	小原	字鶴作	5		
		鶴作 C 横穴群	小原	字鶴作	4		
		菅ノ入 A 横穴群	小原	字菅ノ入	28		
		菅ノ入 B 横穴群	小原	字菅ノ入	6		
		山岸横穴群	正木	字山岸	5		
		上御狩 A 横穴群	正木	字上御狩	28		
		上御狩 B 横穴群	正木	字上御狩	5		
		天王山横穴墓	大賀	字	1		洲ノ空防空壕に再利用
		立石横穴群	塩見	字立石	6		やぐら転用あり
		蛇堰横穴群	坂井	字翁作	3		玉類出土
		大塚山横穴群	大神宮	字大塚	4		
		栗ノ前横穴群	神余	字栗ノ前	5		
		陽地横穴	神余	字陽地	1		
		豊前寺横穴群	作名	豊前寺裏	4		
		中行谷横穴群	出野尾	字中行谷	5		
		熊野横穴群	東長田	字熊野	37		
		東山横穴群	南条	字東山	38		
		柳作横穴群	南条	字柳作			
		観音寺裏横穴群	南条	観音寺裏	5		
		大網横穴群	大網	字仲台	5		
		岩井柵横穴群	稲	字岩井作	16		
		竹尾横穴群	稲	字竹尾	4		
		西柵横穴群	稲	字西柵	9		
		奥野横穴	稲	字奥野	1		消滅 土師器
		林ヶ作横穴	寶貝	字林ヶ作	1		消滅
		北方横穴群	水岡	字北方	8		1 基水岡やぐら
		下夕田横穴群	水岡	字下夕田	4		
		蓮蔵寺裏やぐら群	水岡	寺裏山中腹	14		
		内田横穴群	安東	字内田	10		やぐら転用あり
		小網横穴群	安東	字小網	11		
		高田横穴群	安東	字高田	3		蛇骨やぐら

		江田横穴群	江田		17		
		岩井作横穴群	竹原	字岩井作	24		
		角田横穴群	大井	字角田	29		
	やぐら	大福寺やぐら群	船形	大福寺	4		?
		那古寺やぐら	那古	那古寺	1		地滑り対策により消滅
		那古寺やぐら群	那古	那古寺			阿弥陀堂裏
		大日様やぐら	正木	正木岡大日様	1		中世蛇紋岩石仏1 軀
		北下台やぐら群	館山	北下台	4		1 基に五輪塔陽刻 5 基
		城山下やぐら	館山	うばがみさま	1		五輪塔複数、白磁等出土
		根古屋やぐら	館山	上須賀	1		五輪塔複数
		石塚やぐら	沼	地藏堂墓地下	1		五輪塔陽刻 4 基、空風輪
		香やぐら	香	要害山	1		宝篋印塔 2 基・五輪塔 5 基を民家裏へ移設
		立石やぐら群 (ナナツボラ)	塩見	善栄寺裏	7		1 基に五輪塔陽刻 3 基
		鉦切神社やぐら群	浜田	船越鉦切神社	2		1 基に五輪塔陽刻 2 基
		堰谷やぐら群	加賀名	熊野神社	2		1 基に一石五輪塔
		小原やぐら	坂井	薬師堂裏山	1		五輪塔散在
		深田やぐら (ゴリンサマ)	布沼	薬師堂谷奥	1		五輪塔・宝篋印塔積上げ
		天田やぐら群	中里	安房特別支援学校裏	4		五輪塔・宝篋印塔を墓地へ移設
		岩屋地藏やぐら群	竜岡	北竜地藏堂	2		五輪塔散在、地藏像陽刻
		小久保ヶ谷やぐら群 (ゴリンサマ)	大神宮	千祥寺裏	5		1 基に五輪塔・宝篋印塔散在
		御腹やぐら (オハラヤグラ)	神余	地藏畑	1		五輪塔・宝篋印塔各 1 基
		東山やぐら	南条	八幡神社裏	1		横穴墓か
		堂ノ下やぐら	飯沼	集会所裏	1		五輪塔陽刻 9 基
		千田やぐら	西長田	民家裏	3		2 基に五輪塔・宝篋印塔積上げ 1 基に一石五輪塔
		弘法谷 (コウボウヤツ) やぐら群	出野尾	法華谷	2		1 基に五輪塔 2 基 1 基に五輪塔陽刻 2 基
		延命院やぐら	腰越	延命院	1		五輪塔 2 基陽刻

			稲村城内やぐら (ゴ リンサマ)	稲	城山	1		五輪塔複数、板碑出 土
			蛇骨やぐら群 (ジャ コツヤグラ)	安東	高田寺奥	3		横穴墓か
			千手院やぐら群	安東	千手院	3		1基に五輪塔陽刻3 基
			内田やぐら	水岡	清水の民家 裏	3		1基に五輪塔陽刻
			蓮蔵寺裏やぐら群	水岡	蓮蔵寺裏山 中腹	14		横穴墓か
			蓮蔵寺裏やぐら群 (ザゼンヤグラ)	水岡	蓮蔵寺裏山 中腹	1		五輪塔・宝篋印塔散 在
			<水岡やぐら>群	水岡	千手院裏	3		1基に五輪塔陽刻 17基 市指定 (S56.10.21)
			紫雲寺やぐら群	水岡	紫雲寺	2		五輪塔・宝篋印塔散 在
			覚性院やぐら	寶貝	覚性院	1		中世石仏1軀
			船田やぐら	大井	手力雄神社 社務所下	1		横穴墓か
			山崎やぐら	大井	山崎の観音 様	1		中世石仏2軀
		中世城 跡	船形城跡	船形	字新山			
			用木山 (要害山)	正木	正木岡			
			北条城跡	北条	字仲町			
			<館山城跡>	館山	城山公園			市指定 (S35.6.16)
			香要害山城跡	香	字奇妙			
			洲宮城跡	洲宮	運動公園裏			
			神余城跡	神余	字平田原			
			山下城跡	神余	字山下			
			真中城跡	畑	字吉野・百 首			
			千田城跡	西長 田	字千田			
			南条城跡	南条	字由義			
			古茂口城跡	古茂 口	字戸賀			
			山本城跡	山本	字堀ノ内			
			要害	山本	峯台			伝狼煙台
			<稲村城跡>	稲	字城山			国指定 (H24.1.24)
			両者様出城跡	二子	安養寺裏			稲村城跡の一部 (要 確認)
			大井城跡	大井	字太田			
			明星山城跡	竹原	字中場ヶ台			

		寺院	安房国分寺跡	国分	国分寺			県指定 (H4.2.28) 市指定 (S32.12.16)
			雄誉上人墓	大網	大巖院			市指定 (S43.12.23)
		陣屋跡	船形陣屋	船形	字御霊			平岡氏
			北条陣屋	北条	字中町			屋代氏・水野氏・遠藤氏
			長尾藩北条役所	北条	字鶴ヶ谷ほか			本多氏
			藤井陣屋	上真倉	字上藤井 (旧大膳山麓)			石川氏・川口氏
			館山陣屋	館山	御屋敷			稲葉氏
			波左間陣屋	波左間	字加賀名下			白河松平氏
			波左間番所	波左間	字芳際			寛永10年絵図にあり
			洲崎番所	洲崎	字早崎			寛永10年絵図にあり
			相浜陣屋	相浜	字釣洲			酒井氏
		台場跡	北条浜台場	北条	字浜小松			
			高ノ島台場	館山	字高ノ島			
			洲崎台場	洲崎	字早崎			
			伊戸台場	伊戸	所在地未確認			
			布良台場	布良	字鯨山			

## 5. 議題（3）館山市文化財保存活用地域計画作成協議会の運営について

館山市文化財保存活用地域計画作成協議会は以下のスケジュールで開催し、その運営方法については、館山市文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱（令和6年4月10日施行）、館山市文化財保存活用地域計画作成協議会運営要領（令和6年7月12日施行）及び館山市文化財保存活用地域計画作成協議会傍聴要領（令和6年7月12日施行）に定めるものとする。

### ●会議のスケジュール予定

令和6年8月6日	<b>【令和6年度第1回協議会】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状の交付</li> <li>・地域計画作成</li> <li>・協議会の運営</li> <li>・アンケートの実施について</li> </ul>
令和6年11月	<b>【令和6年度第2回協議会】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート結果の報告</li> <li>・目指す方向性・将来像・基本方針</li> <li>・歴史文化の特性</li> </ul>
令和7年3月	<b>【令和6年度第3回協議会】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域計画骨子案</li> <li>・関連文化財群と文化財保存活用区域</li> <li>・文化財リストの進捗状況</li> </ul>
令和7年7月	<b>【令和7年度第1回協議会】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域計画素案</li> <li>・計画期間中の実施事業（措置表）</li> </ul>
令和7年10月	<b>【令和7年度第2回協議会】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域計画案（素案に措置表を加えたもの）</li> <li>・パブリックコメントの実施について（議会全員協議会説明）</li> </ul>
令和8年2月	<b>【令和7年度第3回協議会】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント結果</li> <li>・地域計画の最終案確認（文化財審議会の意見聴取）</li> </ul>
令和8年7月	<b>【書面開催】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化庁長官認定のお知らせ</li> <li>・文化庁認定時の資料送付</li> </ul>

## 【参考資料1】

### ●館山市文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。)の作成及び変更に関する協議並びに同法第183条の3第5項の認定(以下「文化庁長官の認定」という。)を受けた地域計画の実施に資するため、同法第183条の9第1項の規定に基づき、館山市文化財保存活用地域計画作成協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務について、協議及び検討を行う。

- (1) 地域計画の作成に係る検討及び協議に関すること。
- (2) 文化庁長官の認定を受けた地域計画の実施に関すること。
- (3) その他地域計画の作成及び実施に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 文化財の所有者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 商工及び観光団体等の関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、地域計画の作成に関し必要な協議の終了をもって終了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に招集される会議は、教育委員会が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
  - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
  - 4 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (守秘義務)

- 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。また、その職を退いた後も同様とする。

#### (情報公開)

- 第8条 協議会は公開とする。ただし、協議会が館山市情報公開条例(平成10年条例第3号)第32条ただし書の規定に該当するときは、非公開とすることができる。

#### (庶務)

- 第9条 協議会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

#### (その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附則

この要綱は、令和6年4月10日から施行する。

## 【参考資料 2】

### ●館山市文化財保存活用地域計画作成協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、館山市文化財保存活用地域計画作成協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開基準)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 館山市情報公開条例(平成16年条例第1号)第6条に規定する非開示情報に該当すると認められる事項に関し、審議するとき
- (2) 公開することにより、会議の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき

(公開又は非公開の決定等)

第3条 会議を非公開とするときは、前条の規定に基づき、協議会の会長が協議会に諮って決定するものとする。ただし、前条の規定に該当することが予め明らかなきときは、事務局において決定することができる。

- 2 協議会は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。前項ただし書による決定をしたときも同様とする。
- 3 会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(会議録の作成)

第4条 協議会は、会議の終了後、遅滞なく、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した議案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

- 2 会議録は、会議に出席した委員の承認を得て会長が確定する。

附 則

この要領は、令和6年7月12日から実施する。

### 【参考資料3】

#### ●館山市文化財保存活用地域計画作成協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、館山市文化財保存活用地域計画作成協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催予定時刻の10分前までに傍聴届(別記様式)に必要な事項を記入し、協議会の事務局に提出する。

2 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了する。

(傍聴人の守るべき事項)

第3条 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において写真撮影、録画、録音等行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為を行わないこと。

(会議の秩序の維持)

第4条 傍聴人が次の各号のいずれかに該当する場合、会長はこれを退場させることができる。

- (1) 傍聴人が職員の指示に従わないとき。
- (2) 傍聴人が前条に規定する事項に違反したとき。

附 則

この要領は、令和6年7月12日から実施する。

## 5. 議題（4）アンケートの実施について

広報 9 月号（8 月 20 日発行）で地域計画の特集ページ（見開き 2 ページを予定）を掲載し、アンケートの協力を依頼する。以下はウェブアンケート回答フォーム。

### 「館山市文化財保存活用地域計画」作成のためのアンケートにご協力をお願いします 項目ID: 1

館山市では、令和6年度から「館山市文化財保存活用地域計画」を作成します。計画作成に当たり、市民の皆様や館山市を訪れる方、館山市にゆかりのある方を対象に、アンケートを行います。

アンケートの結果はホームページで公表するとともに、今後、計画作成の基礎資料として活用させていただきます。事前に以下の内容をご一読いただき、アンケートにご協力をお願いいたします。

#### 文化財とは？

皆さんは「文化財」と聞いてどのようなイメージを持ちますか？文化庁のホームページには、「国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産」と書かれています。最近では、各地域の歴史や文化を認識するために不可欠なもので、魅力あふれる地域づくりの基礎となり、コミュニティの活性化や地域振興に寄与するものという考えが広がっています。

#### 館山は歴史と文化財の宝庫

ところで、皆さんは市内にどのくらいの文化財があるか知っていますか？現在、国・県・市の指定されているものだけでも100件を超える文化財があります。

文化財には、建造物や彫刻、古文書などの有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物などの種類がありますが、指定されているもの以外でも、地域の歴史・風土や生活・文化を理解する上で重要なものは、広く文化財と捉えることができます。

#### 「文化財保存活用地域計画」とは？

本市では、令和6年度と7年度の2年間で文化財保存活用地域計画を作成します。この計画は、文化財保護の将来的なビジョンや具体的な事業実施計画を定めるもので、これに従って計画的に取組を進めることで、各地区の特性を生かした継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進されることが期待できます。

#### 地域の文化財を計画的に保存・活用するために

少子高齢化が進行し、地域の貴重な文化財を後世に確実に伝えていくことが喫緊の課題となる中、地域一体となって文化財保護を進めていくことが重要です。この機会に、地域の文化財に関心を持つ人が増え、市民、各種団体、行政が一体となり、保存・継承活動などの具体的な行動に繋がること、さらに地域の文化財を見直すことで新たな発見や気づきがあり、シビックプライドの醸成につながることも期待されます。

#### 館山市の文化財（Q6に関連質問）についてはこちらをご覧ください

<https://www.city.tateyama.chiba.jp/syougaijaku/page004378.html>

### Q1. ご自身の年代を教えてください。 必須

項目ID: 7

- 10歳未満
- 10歳代
- 20歳代
- 30歳代
- 40歳代
- 50歳代
- 60歳代
- 70歳代
- 80歳以上

**Q2. お住まいを教えてください。** 必須

項目ID: 8

- 千葉県外  千葉県内  館山市  鴨川市  南房総市  鋸南町

項目ID: 14

都道府県を入力してください。

0 / 60000

項目ID: 15

市町村を入力してください。

0 / 60000

項目ID: 16

地区を入力してください。

- 船形  那古  北条  館山  西岬  神戸  富崎  豊房  館野  九重

項目ID: 25

以前館山市に住んでいたことはありますか。

- ある  ない

**Q3. ご職業を教えてください。** 必須

項目ID: 18

- 農林水産業  自営業  会社員・会社役員  公務員・団体職員  専門職（士業など）  
 家事（主夫・主婦）  パート・アルバイト  学生  無職  その他

**Q4. 館山に好意や愛着を持っていますか？** 必須

項目ID: 19

- はっきりと持っている  漠然と持っている  ほとんど持っていない  まったく持っていない  
 どちらともいえない  よくわからない

**Q5. “館山の歴史”と聞いて、まずイメージするものは何ですか？** 必須

項目ID: 2

（記入例）里見氏と八犬伝、各地域の祭り、海に囲まれた地域性、戦争遺跡

0 / 60000

**Q6. “館山の文化財”といえば何を思い浮かべますか？** 必須

項目ID: 4

（記入例）稲村城跡、那古寺多宝塔、安房南高校旧第一校舎、思い浮かばない

0 / 60000

**Q7. この1年間で市内の博物館や文化財を見学できる施設に行きましたか？** 必須

項目ID: 6

- 館山市立博物館（本館・館山城）
- 渚の博物館（館山市立博物館分館）
- 赤山地下壕跡（現在休壕中）
- 青木繁「海の幸」記念館・小谷家住宅
- 神社仏閣
- その他

**Q8. 地域の文化財に興味・関心はありますか？** 必須

項目ID: 20

- とてもある    どちらかといえばある    どちらかといえばない    まったくない    わからない

**Q9. どのような文化財に興味・関心がありますか？**

項目ID: 21

- 遺跡や古墳（出土品含む）
- 神社仏閣（建築、仏像など）
- 城跡
- 史跡・名勝・文化的景観
- 天然記念物（動物・植物）
- 伝統的な町並み
- 祭礼・民俗行事
- 生活道具・民具
- 伝統工芸・技術
- 美術工芸品（絵画、刀剣、金工品、陶磁器など）
- 古文書・歴史資料
- 民話・伝承
- その他

**Q10. 文化財の保存活用に関わっていきたいですか。** 必須

項目ID: 11

- 積極的に関わりたい    関わりたい    どちらでもない    関わりたくない

**Q11. 地域の文化財を保存・活用し、次世代に継承していくことは大事なことだと思いますか。** 必須

項目ID: 12

- とても大事だと思う  大事だと思う  どちらでもない  あまり大事だと思わない  
 全く大事だと思わない

**Q12. 大事だと思う理由を教えてください。**

項目ID: 22

- 地域の歴史的事実を伝えるものだから  
 地域に愛着を持つきっかけになるから  
 他にはない、かけがえのないものだから  
 次世代に受け継いでいく責務があるから  
 地域資源として魅力があり、観光客の増加につながるから  
 文化財を通じて地域間・世代間交流が広がるから  
 その他

**Q13. 館山市の文化財に関する取組をご存じですか。** 必須

項目ID: 13

- 知っている  知らない

**Q14. 知っているまたは参加したことのある取組を教えてください。**

項目ID: 23

- 博物館の特別展・企画展・常設展  
 博物館や公民館の講座・講演会・教室  
 非公開文化財の特別公開  
 文化財の修理（祭礼道具含む）  
 民俗芸能の映像記録作成  
 他の博物館などへの博物館資料の貸し出し  
 テレビ局や出版社への資料写真提供・取材対応  
 その他

**Q15. 個人的に参加あるいは取り組んでいる文化財活動はありますか。**

項目ID: 24

(記入例) NPOの活動、民俗芸能の継承

0 / 60000

**Q16. 館山市内でとっておきのおすすめ文化財を教えてください。地域の歴史や文化を理解するために不可欠なもの（例えば風習、行事、食文化、方言なども含みます）であれば、指定・未指定に関わらずご自由にご記入ください。 必須**

項目ID: 10

(記入例) 茂名の里芋祭り、那古寺多宝塔、沼のびやくしん、地元の祭礼、お盆の行事

0 / 60000

## 文化財に関するアンケートにご協力ください

「文化財保存活用地域計画」の作成にあたり、アンケートを実施します。このアンケートは、皆さんの身近にある地域の歴史や文化財、館山の特色ある景観や食文化など、あなたが思う館山らしさをお聞きしたいというのが趣旨です。ご協力をお願いします。

■所要時間 5分程度

■回答期限 9月30日（月）まで

※市役所本館、博物館本館、コミュニティセンターにも  
アンケート用紙を設置しています。



こちらから入力してください。

# 館山の歴史と文化財

「館山市文化財保存活用地域計画」を作成

問合せ／生涯学習課 (Tel 22 - 3698)

## 文化財とは

我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産のことです。最近では、各地域の歴史や文化を認識するために不可欠なもので、魅力あふれる地域づくりの基礎となり、コミュニティの活性化や地域振興に役立つものという考えが広がっています。



茂名の里芋祭り

洲崎灯台

千葉県立安房南  
高等学校旧第一校舎

## 館山は歴史と文化財の宝庫

市内には、現在、国・県・市の指定を受けているものだけでも、**100件を超える**文化財があります。

文化財には、建造物や彫刻、古文書などの有形文化財のほか、無形文化財、民俗文化財、記念物などがありますが、指定を受けているもの以外でも、地域の歴史・風土や生活・文化を理解する上で重要なものは、広く文化財と捉えることができます。

赤山地下塚跡

大蔵院四面石塔

## 文化財に関するアンケート

「文化財保存活用地域計画」の作成にあたり、アンケートを実施します。身近な地域の歴史や文化財、特徴ある景観や食文化など、あなたが思う“館山らしさ”を教えてください！

→ 9月30日(月)まで



※市役所本館、博物館本館、コミュニティセンターにもアンケート用紙を設置しています。



安房やわたんまち

## 文化財保存活用地域計画

市では、令和6・7年度の2年間で「文化財保存活用地域計画」を作成します。この計画は、文化財保護の方針や具体的な事業実施計画を定めるもので、これに従って計画的に取り組むことで、市内各地区の特性を生かした継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進されます。

## 計画的に保存・活用するため

少子高齢化が進行し、地域の貴重な文化財を後世に確実に伝えていくことが緊急の課題となる中、地域一体となって文化財保護を進めていくことが重要です。地域の文化財に関心を持つ方が増え、市民、各種団体、行政が一体となり、保存・継承活動などの具体的な行動につながることで、さらに地域の文化財を見直すことで、新たな発見や気づきがあり、地域への誇りと愛着を持つことにつながることも期待されます。

房総半島の漁撈用具



那古寺多宝塔

## 人権擁護委員 齋藤由美さん、小柴信弘さんに委嘱

人権擁護委員は、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護する仕事をしています。

令和6年7月1日付けで、齋藤さんと小柴さんが法務大臣から人権擁護委員を委嘱されました。お二人は、これまでも人権擁護委員を務め、令和6年6月30日をもって任期満了となりましたが、引き続き再任され活動しています。

相談・問合せ／千葉地方法務局館山支局  
(Tel 22 - 0620)

### ▼委員一覧

佐野 昭雄	稲葉 美恵子
鈴木 照夫	江澤 正志
押本 一美	内田 法和
高山 学	新井 恭子
齋藤 由美	小柴 信弘

## 敬老祝金を贈呈 ———— 独居高齢者の実態調査

多年にわたって社会に貢献された方に、敬老祝金として館山市商業協同組合の共通商品券(1万円分)を市職員が訪問して贈呈します。

100歳の方には、内閣総理大臣から祝い状と銀杯も贈呈されます。

対象者／100歳の方(大正13年4月1日から大正14年3月31日生まれの方)と市内最高齢者

※9月1日時点で市内に6か月以上住所を有している方に限ります。



高齢者の生活支援のための資料とするため、独居高齢者世帯等の調査を実施しています。各担当地区の民生委員が、必要に応じて各家庭を訪問します。

各問合せ／高齢者福祉課 (Tel 22 - 3487)

# 文化財に関するアンケートにご協力ください

## ～館山市文化財保存活用地域計画を作成～

館山市では、令和6年度と7年度の2年間で文化財保存活用地域計画を作成します。この計画は、文化財保護の将来的なビジョンや具体的な事業実施計画を定めるもので、これに従って計画的に取り組を進めることで、各地区の特性を生かした継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進されます。

本計画をより良いものとしていくため、市民の皆様や館山市を訪れる方、館山市にゆかりのある方から広くご意見を募集いたします。

皆様から寄せられたご意見を参考にしながら、計画作成を進めてまいりますので、率直なご意見をお寄せくださいますよう、お願いいたします。

### 【募集期間】

令和6年8月19日（月）～9月30日（月）

### 【提出方法】

4ページの内容をご確認いただき、中面2～3ページのアンケートにご記入の上、「アンケート回収ボックス」に投函してください。アンケート用紙及びアンケート回収ボックスは、以下の場所に配置しています。

- ① 館山市役所本館1階ロビー
- ② 館山市立博物館本館
- ③ 館山市コミュニティセンター

また、右のQRコードから専用フォームにアクセスしていただき、ご回答いただくこともできます。



### 【問合せ先】

館山市教育委員会教育部生涯学習課文化財係

電話：0470-22-3163

e-mail：syougaiaku@city.tateyama.chiba.jp

それぞれの設問の該当する番号に○印をつけてください。

**Q1 ご自身の年代を教えてください。**

1. 10歳未満    2. 10歳代    3. 20歳代    4. 30歳代    5. 40歳代  
6. 50歳代    7. 60歳代    8. 70歳代    9. 80歳以上

**Q2 お住まいを教えてください。**

1. 館山市（                      地区）    2. 鴨川市    3. 南房総市    4. 鋸南町  
5. 千葉県内（                      市・町・村）    6. 千葉県外（                      都・道・府・県）

※Q2で「2～6」とお答えの方にお聞きします。

**Q2-1 以前館山市に住んでいたことはありますか。**

1. ある    2. ない

**Q3 ご職業を教えてください。**

1. 農林水産業    2. 自営業    3. 会社員・会社役員    4. 公務員、団体職員  
5. 専門職（士業など）    6. 家事（主夫・主婦）    7. パート・アルバイト    8. 学生  
9. 無職    10. その他（                      ）

**Q4 館山に好意や愛着を持っていますか？**

1. はっきりと持っている    2. 漠然と持っている    3. ほとんど持っていない  
4. まったく持っていない    5. どちらともいえない    6. よくわからない

**Q5 館山の歴史と聞いて、まずイメージするものは何ですか？**

---

（記入例）里見氏と八犬伝、各地域の祭り、海に囲まれた地域性、戦争遺跡

**Q6 “館山の文化財”といえば何を思い浮かべますか？**

---

（記入例）稲村城跡、那古寺多宝塔、安房南高校旧第一校舎、思い浮かばない

**Q7 この1年間で市内の博物館や文化財を見学できる施設に行きましたか？**

1. 館山市立博物館（本館・館山城）    2. 渚の博物館（館山市立博物館分館）  
3. 赤山地下壕跡（現在休壕中）    4. 青木繁「海の幸」記念館・小谷家住宅  
5. 神社仏閣    6. その他（                      ）

**Q8 地域の文化財に興味・関心はありますか？**

1. とてもある    2. どちらかといえばある    3. どちらかといえばない  
4. まったくない    5. わからない

※Q8で「1または2」とお答えの方にお聞きします。

**Q9 どのような文化財に興味・関心がありますか？**

1. 遺跡や古墳（出土品含む）    2. 神社仏閣（建築、仏像など）    3. 城跡



アンケートの結果はホームページで公表するとともに、今後、計画作成の基礎資料として活用させていただきます。事前に以下の内容をご一読いただき、アンケートにご協力をお願いいたします。

## 【文化財とは？】

皆さんは「文化財」と聞いてどのようなイメージを持ちますか？文化庁のホームページには、「国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産」と書かれています。最近では、各地域の歴史や文化を認識するために不可欠なもので、魅力あふれる地域づくりの基礎となり、コミュニティの活性化や地域振興に寄与するものという考えが広まっています。

## 【館山は歴史と文化財の宝庫】

ところで、皆さんは市内にどのくらいの文化財があるかご存じですか？現在、国・県・市の指定を受けているものだけでも100件を超える文化財があります。

文化財には、建造物や彫刻、古文書などの有形文化財のほか、無形文化財、民俗文化財、記念物などの種類がありますが、指定されているもの以外でも、地域の歴史・風土や生活・文化を理解する上で重要なものは、広く文化財と捉えることができます。

## 【地域の文化財を計画的に保存・活用するために】

少子高齢化が進行し、地域の貴重な文化財を後世に確実に伝えていくことが喫緊の課題となる中、地域一体となって文化財保護を進めていくことが重要です。この機会に、地域の文化財に関心を持つ人が増え、市民、各種団体、行政が一体となり、保存・継承活動などの具体的な行動に繋がること、さらに地域の文化財を見直すことで新たな発見や気づきがあり、地域への誇りと愛着を持つことにつながることも期待されます。